外国特許出願費用助成事業

助成対象経費

- (1) 外国特許出願手数料
- (2) 弁理士費用
- (3) 翻訳料
- (4) 先行技術調査費用等

助成率

1/2以内

助成限度額300万円



グローバルな競争力。

それは、外国特許から始まる。

平成19年度第2回

受付期間

8月27日月~9月7日金

平成19年4月1日以降に外国出願し、平成21年11月末までに 支払を完了した経費が対象になります。

※予算の執行状況によって追加募集を行うことがあります。

お問合せ先

アスプラサ

豐東京都中小企業振興公社

東京都知的財産総合センター

台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階 TEL.03-3832-3656 FAX.03-3832-3659 E-mail: chizai@tokyo-kosha. or. jp 詳細はURL

http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/

※ 東京都知的財産総合センターは、東京都が設立し(財)東京都中小企業振興公社が運営している機関です。

外国特許出願費用助成事業

1申込資格

- ①東京都内に住所又は主たる事務所を持っている中小企業者
- ②都内の中小企業を主たる組合員とする事業協同組合(法人格を有するもの)
- ③都内の中小企業を主たる会員で構成する社団及び財団法人

2 助成対象経費

- ①外国特許出願手数料
- ②弁理士費用
- ③翻訳料
- 4)先行技術調査費用
- ⑤国際調査手数料
- ⑥国際予備審査手数料 等

3助成率

1/2以内

助成限度額 300万円

4主な条件

- ①1社1出願に限る。
- ②平成21年11月末までに、外国への直接出願又は各指定国への国内段階移行を行い、支払まで完了すること。
- ③事業税を滞納していないこと。
- ④対象経費は、平成19年4月1日以後に契約し、かつ支出した経費とする。

5審査方法

審査会にて、申請書類に対する審査を行います。 (原則として書類審査のみですが、 必要に応じ面接審査を行う場合があります。)

6お申込み

助成を希望される方は、「公募のご案内」をよくお読みのうえ、所定の様式に必要 書類を添えて受付期間内に下記提出先に直接持参してください。なお、申請書類の 返却はいたしません。

「公募のご案内」は、東京都知的財産総合センターにて配布いたします。

また、東京都知的財産総合センターホームページ

http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/にてダウンロードできます。

7 お問合せ先

東京都知的財産総合センター

●受付場所

台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階

TEL. 03-3832-3656 FAX. 03-3832-3659

E-mail: chizai@tokyo-kosha. or. jp

